

第1 基本的人権の擁護の問題であること

基本的人権の擁護は弁護士の使命です。

LGBTを始めとした性的少数者やセクシュアル・マイノリティと呼ばれる方たちが社会的に差別され、それ故に不利益を受けているのは、もはや基本的人権の侵害とも言うべき事態です。

たとえば、同性パートナーが家を賃借しようとする場合、その関係性に理解が得られず、契約そのものを断られることがあります。また同性パートナーが突然の事故や病気により緊急入院を余儀なくされた場合、「家族ではないから」という理由により面会すら断られる場合があります。また社会人として働く際も、「男性らしい」「女性らしい」容姿を求められます。

ですが、このような事態は、性の問題を踏まえた場合、適切な対応とは決して言えません。

第2 性の問題について

1 あるアンケート

2015年、ある民間会社がインターネットを利用してアンケートを実施しました。

20～59歳の全国7万人に尋ねたところ、自らの性に違和感がある人、同性に対して愛情を感じるなどの回答をした人が約7.6%に上るとの結果でした¹。

これは実に13人に1人という割合です。

2 性の問題

性の問題については、大きく4つの論点をあげられます。

(1)「身体の性」

生物学的なオス・メスのことを言います。これは性器の形や性染色体の種類、ホルモンバランスをはじめとする身体的特徴によって、ある程度客観的に判断されるものです。

なお、先天的または後天的に、身体的な性別の判断が難しい状態にある人を性分化疾患といます。

(2)「性自認」(Gender Identity)

「私は女である」「私は男である」等の、自分がどの性別であるかということについての内面的、主観的な認識をいいます。

この認識は、「身体の性」と一致する人もいれば、一致しない人もいます。また「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」という認識をもつ人もいます。

¹ 電通ダイバーシティ・ラボ LGBT調査2015

このように、性自認が「身体の性」と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーといいます。

性自認を自分の意思で変えること、治療により変えることはできません。

(3) 「性的指向」(Sexual Orientation)

恋愛感情や性的な関心・興味が主にどの性別に向いているかをいいます。

例えば、性的指向が同性のみに向いている人はレズビアンやゲイ、同性にも異性にも向いている人はバイセクシュアル、異性のみに向いている人はヘテロセクシュアル、同性・異性いずれにも向かない人はアセクシュアルなどと呼ばれます。

この性的指向もまた自分の意思で変えることはできず、また一生の間に変動することもあります。医学的にも、治療によって変えることができるのではなく、そのような事柄でもありません。

(4) 「性表現」(Gender Expressions)

服装や髪型、しぐさなどを通じて性別を表す方法をいいます。ただし、例えば「スカートが女性性を表す」などの規範は、その文化や社会制度などによって変化するため、本人の文化的背景を理解することも重要です。

3 LGBTとは

LGBTとは、こうした性自認や性的指向により、「レズビアン (Lesbian)」「ゲイ (Gay)」「バイセクシュアル (Bisexual)」「トランスジェンダー (Transgender)」と呼ばれる方たちの英語表記の頭文字をとった呼称です。

LGBTと呼ばれる方たちは、決して少なくはありませんが、十分に認知されておらず、社会制度や行政において存在が明確になっていません。そのために悩みを抱え、生活しづらい、果ては生きづらいとも感じています。

4 SOGIについて

一方、LGBT問題が理解されつつある中で、それにあてはまらない人たちの声もきかれるようにもなりました。

例えば、性的欲求を生じない、恋愛感情すら生じない、また逆に全てのジェンダーが恋愛・性愛対象となるという事象も聞かれます。

そのため、現在では、「LGBT」ではなく、「SOGI」という呼称を用いられることも多くなりました。

SOGIとは、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を合わせた呼称です。SOGIは、LGBTのようにカテゴリで区別するものではなく、「誰にでも性的指向・性自認がある」という考えを示すものです。

本ポリシーでは「LGBT」という呼称を用いますが、このような問題意識も必要です。

第3 千葉県弁護士会のLGBTポリシー

弁護士会がLGBTの問題に接する機会があるのは、もはや言うまでもありません。

今後はさらなる自覚を持って接し、対応することが必要です。

具体的には以下のような配慮、対応をします（ただし、あくまでも例示です。）。

1 事務・手続等における配慮

(1) 不要な性別欄の削除

性別を区別することが必要な婚姻等に関する手続、あるいはアンケート調査などは別にしても、弁護士会で主催する法律相談会などにおいては、性別を区別する合理的理由がない場合には、性別欄を削除します。

(2) 通称名使用

戸籍上の氏名を用いることが必要な場合は別にして、通称名を使用することで足りる場合には、通称名で呼称します。

2 弁護士会内の会議等での言動

いわゆる「ホモネタ」「レズネタ」等を用いた侮蔑的な発言、及び性的指向・性自認に基づく差別的言動は行いません。

3 執務上必要な施設利用

弁護士会は多種多様な方が訪れる場所でもあります。

自身の性別に違和感を持つ相談者や従業員等が、戸籍上の性別以外の施設（トイレや更衣室）の使用を希望することもあります。できる限り、いろんな方が利用しやすい施設を準備するなどの配慮をします。

4 LGBTに関する相談体制の構築

これまで、弁護士会は、この問題に特化した相談体制を有していませんでした。

今後は、LGBTと呼ばれる方たちをはじめ、性的に違和感を感じる方たちが社会的に受ける差別や不利益の内容を十分に理解し、基本的人権を擁護するという視点から取り組みます。

2018（平成30）年2月9日

以上